

(写)  
29 西監第 188 号  
平成 30 年 3 月 29 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿  
医療法人社団薫風会  
理 事 長 山 田 雄 飛 殿  
西 東 京 市 議 会 議 長 小 幡 勝 己 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男

西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇

西 東 京 市 監 査 委 員 小 林 たつや

平成 29 年度指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

# 指定管理者監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象施設及び所管部課

- 1 公の施設 西東京市障害者総合支援センター
- 2 指定管理者 医療法人社団薫風会
- 3 所管部課 健康福祉部障害福祉課

## 第3 監査の範囲

平成28年度に係る西東京市障害者総合支援センターの施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行

## 第4 監査の期間

平成29年8月2日から平成30年3月27日まで

## 第5 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成27年8月27日施行）に準拠

## 第6 監査の実施内容

公の施設の管理に係る委託事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第7 監査の日程及び実施場所

- 1 実査 平成29年12月25日 実施場所：西東京市障害者総合支援センター
- 2 説明聴取 平成30年1月23日、26日 実施場所：監査委員室
- 3 講評 平成30年3月12日 実施場所：監査委員室

## 第8 監査の着眼点

### 1 指定管理者

- (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## 2 所管部課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

## 第9 指定管理の概要

### 1 施設の概要

- (1) 名 称 西東京市障害者総合支援センター
- (2) 所在地 西東京市田無町四丁目17番14号
- (3) 施設等の概要
  - ア 建物概要 建築面積：1,333.61㎡、延床面積：4,098.45㎡
  - イ 施設概要
    - 1階 相談支援センター、就労支援センター、生活訓練室、喫茶コーナー、交流スペース、作品展示スペース
    - 2階 地域活動支援センター、会議室（3室）、情報コーナー
    - 3階 生活介護事業所、多目的室
    - 4階 生活介護事業所
    - 地下1階 防災倉庫等
- (4) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで
- (5) 休館日 祝日、12月29日から1月3日まで

### 2 選定経過

指定管理者については、平成26年度に公募を行い、平成27年第1回市議会定例会において医療法人社団薫風会を指定することが議決された。

なお、市と指定管理者の間では、平成27年10月1日から平成32年9月30日までの5年間を期間とする基本協定を締結している。

### 3 指定管理者の概要（平成29年3月31日現在）

- (1) 指定管理者名 医療法人社団薫風会
- (2) 指定管理の期間 平成27年10月1日から平成32年9月30日までの5年間
- (3) 職員の配置 センター長1人、事務員2人、

地域活動支援センター施設長 1 人、相談員 6 人、  
相談支援センター施設長 1 人、相談員 4 人

(4) 指定管理者が行う業務

- ア 西東京市障害者総合支援センター条例第 3 条各号に規定する各支援事業  
(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
(以下「法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスの調整に関する事  
こと。  
(イ) 法第 5 条第 16 項に規定する相談支援に関する事  
こと。  
(ウ) 法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域生活支援事業に関する事  
こと。  
(エ) 障害者（障害者基本法第 2 条第 1 号に定める者をいう。以下同じ。）  
の就労の支援に関する事  
こと。  
(オ) 障害者が地域において生活を営む上での生活能力の維持・向上のた  
めに必要な支援に関する事  
こと。  
(カ) 施設の貸出しに関する事  
こと。  
イ 施設、設備等の維持管理に関する事  
こと。  
ウ 施設の利用の承認に関する事  
こと。  
エ 施設の利用に係る料金の収受、減額、免除及び還付に関する事  
こと。

4 指定管理料

- (1) 指定期間指定管理料上限額 810,178,958 円  
(2) 平成 28 年度指定管理料 156,262,840 円

5 平成 28 年度の収支状況

平成 28 年度の収入実績額は 157,951,950 円であり、このうち指定管理料は、  
156,262,840 円である。支出実績額は 161,146,398 円であり、収支差引額は  
3,194,448 円の赤字となっている。

第 10 監査の結果

公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について、関係法令等の  
定めるところにより、おおむね適正に処理されていた。

しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に記  
述する。

1 個別的指摘事項

(1) 医療法人社団薫風会

ア 第三者委託の承認及び契約について、西東京市障害者総合支援センターの  
指定管理業務に関する基本協定書では、指定管理者は、事前に市の承認を受  
けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託することはできないと定めて  
いるが、事前承認を受けていない契約が見受けられた。

また、書面による契約の未締結、押印漏れや契約期間と契約日に不整合が  
ある契約書、契約内容が不明確な覚書が見受けられた。

第三者委託の承認及び契約事務等について、適正な事務を行われたい。

イ 収支状況について、西東京市障害者総合支援センターの指定管理業務に関する基本協定書では、管理経費等の収支状況（以下「収支状況」という。）を記載した事業報告書を提出することを定めており、提出された収支状況には、相談支援業務委託料等の未計上、会議室等利用料や光熱水費等の計上誤りがあり、決算書等と金額が一致しない項目が見受けられた。

収支状況は、業務の履行を確認する重要な書類であるため、内容を精査し、正確に報告されたい。また、市において検証を可能とするため、収支状況に併せて、決算書やその他附属書類を提出されたい。

ウ 現金及び現金同等物については、管理簿等により使用目的や残高等を適正に管理する必要があるが、現金同等物である切手及びパスモについては、管理簿等が作成されていないため、使用状況等が不明であった。

管理簿等を作成した上で、適正に管理されたい。

## (2) 健康福祉部障害福祉課

ア 第三者委託の承認及び契約について、西東京市障害者総合支援センターの指定管理業務に関する基本協定書では、指定管理者は、事前に市の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託することはできないと定めているが、事前承認を受けていない契約が見受けられた。

また、書面による契約の未締結、押印漏れや契約期間と契約日に不整合がある契約書、契約内容が不明確な覚書が見受けられた。

市は、第三者委託の承認及び契約事務等について、適切な指導・監督を行うべきである。

イ 収支状況について、西東京市障害者総合支援センターの指定管理業務に関する基本協定書では、管理経費等の収支状況（以下「収支状況」という。）を記載した事業報告書を提出することを定めており、提出された収支状況には、相談支援業務委託料等の未計上、会議室等利用料や光熱水費等の計上誤りがあり、決算書等と金額が一致しない項目が見受けられた。

市は、収支状況に併せて決算書等の提出を求め、十分に照合・審査の上、適切な指導・監督を行うべきである。

## 2 意見要望事項

### (1) 医療法人社団薫風会

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

障害者総合支援センターは、障害者の自立及び社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図るための地域の拠点であり、地域に開かれた交流の場でもある。

この設立趣旨にのっとり、地域に根ざした医療機関の専門性、蓄積したノウハウ等を活用し、市とともに障害者総合支援センターで展開する事業の活性

化に努め、ひいては障害者福祉の向上に寄与することを望むものである。

(2) 健康福祉部障害福祉課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意するとともに、西東京市障害者総合支援センターの指定管理業務に関する基本協定書に基づく第三者委託や事業報告書等について、十分に確認・照合・審査の上、適切な指導・助言に努められたい。

障害者総合支援センターで展開する事業を活性化するため、地域の専門医療機関である指定管理者医療法人社団薫風会と連携した取組を期待するものである。